

令和3年第1回小金井市議会臨時会予算における
新型コロナウイルス感染症対策について

1 事業規模

(単位：千円)

区 分	事業費		
		一般会計 (第3回)	一般会計 (第4回)
総額（一般会計）	49,467	39,282	10,185

2 主要事項（小金井市緊急対応方針の取組）

(単位：千円)

区 分	事業費		
		一般会計 (第3回)	一般会計 (第4回)
(1) いのちを守る	10,185	0	10,185
○ 新型コロナウイルスワクチン接種の実施【健康課】 新型コロナウイルス感染症のまん延予防のため、必要な体制を確保し、円滑なワクチン接種を実施	10,185	0	10,185
(2) くらしを守る	39,282	39,282	0
○ 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の迅速な支給【子育て支援課】 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童1人当たり一律5万円を支給	37,431	37,431	0
○ 東京都出産応援事業の迅速な実施【健康課】 コロナ禍において、子どもを産み育てる家庭を応援・後押しするため、新生児1人当たり10万円分の育児用品、子育て支援サービス等を提供	1,851	1,851	0

※ 個別の内容等については、【 】内の担当課までお問い合わせください（予算担当と事業担当が異なる場合があります）。

※ 令和3年度小金井市一般会計補正予算（第3回）については、令和3年4月5日付けで専決処分し、令和3年第1回小金井市議会臨時会に報告したものです。

令和3年4月23日
地域安全課

東京都内の感染拡大に対する防災行政無線等の活用について

標記の件について、下記のとおり、お知らせします。

1 防災行政無線

(1) 放送日程

令和3年4月25日(日)～ 緊急事態宣言解除まで。

午後5時。以降、毎日定時

※ ふれあいメロディは、一時休止

(2) 放送内容

(防災こがねい 防災こがねい)

緊急事態宣言 発令中です。

感染力の強い変異株が 拡大しています。

大切な命を守るため 不要不急の外出を控え 感染拡大防止に

皆様のご協力を お願いします。

2 その他

市ホームページ、安全・安心メール、ツイッター、Yahoo!防災速報、
Jcomにて情報を発信

問い合わせ先

地域安全課 宮奈・原嶋・稚山

電話 042-387-9807

事務連絡

令和3年4月22日

(宛先) 課長職者

企画政策課長

梅原 啓太郎

(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた附属機関等の運営について (通知)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和3年4月25日より緊急事態宣言が再度発出される見込みです。現時点においてもまん延防止措置が発令され東京都より都民への外出自粛要請が出ている中であり、附属機関等の開催については、会議の必要性や規模等に応じて慎重な判断をお願いします。開催する場合においても、下記のとおり、感染症拡大防止策を講じ、市の会議体が感染源とならないよう適切な対応を徹底してください。

なお、令和3年3月22日付の新型コロナウイルスに係る附属機関関連の事務連絡は、本通知をもって廃止します。

記

1 期間

当面の間

2 会議の開催について

不要不急の会議は中止又は延期するなど、まずは会議の開催自体について慎重に御検討・御判断をお願いします。

開催する場合は、以下3に記載の留意事項を参照の上、Web会議の活用、会議終了時間への配慮、傍聴の制限・中止など、各部署の業務で行う会議体が感染源とならないための配慮を必ず行うようお願いします。

3 留意事項

(1) 会議を開催する場合の留意事項

- ア 可能な限りWeb会議を活用する。
- イ 傍聴の制限・中止を行う。
- ウ 可能な限り開催時間や開催回数を減らす。また、終了時間に配慮する。
- エ 参加者を審議等に必要な必要最小限にする。
- オ 座席の間隔を十分に（できるだけ2メートル程度）確保する。
- カ 会議室の換気を徹底する。
- キ 参加者はマスクを着用する。また、配布用のマスクを用意する。
- ク 会議開始前、参加者の手洗い又は手指消毒を徹底する。
- ケ 参加者の体調を把握する（当日の検温結果を報告してもらう）。

(2) 傍聴を実施する場合の留意事項

- ア 傍聴者も含めた人数を会場収容定員の半分以下とする。会議室の都合で困難な場合でも、ソーシャルディスタンス（間隔をできるだけ2メートル）を確保できるように人数制限を行う。上記ができない場合は、傍聴用の別室の設ける。
- イ 可能な限り傍聴受付を会場外へ設け、別紙「傍聴受付記入表」を使用し、傍聴者の体調確認及び感染発生時の連絡先を確認した上で行う。
- ウ Web会議を活用する場合においても、3(2)記載のガイドライン等を参考に傍聴環境を整える。なお、同ガイドラインに記載のあるとおり、Web上での傍聴は認めていない。

4 その他

- (1) 別紙「傍聴受付記入表」については、個人情報が含まれますので、使用する場合は情報公開・個人情報保護審議会へ個人情報の保有等届出を行ってください。
- (2) Web会議の活用については、C-NAVI情報ライブラリ>内部情報システム関連>No.2309に掲載されている「小金井市Web会議システム利用ガイドライン」並びに参考添付した令和2年8月20日付事務連絡及び附属機関等におけるWeb会議マニュアル等を参照の上、適切に実施ください。

5 問合せ先

企画政策課 東條、野村、金信(内線 2106・2103、外線 387-9800)

令和3年4月23日
環境部環境政策課

緊急事態宣言発令に伴う公園利用について

- 1 栗山公園バーベキュー広場を使用禁止
※ 4月26日(月)よりバーベキュー広場の炊事場を閉鎖予定
- 2 公園への「公園利用は少人数・短時間で」という貼り紙を掲示
※ 対象公園：栗山公園、上の原公園、三楽公園、貫井けやき公園、
中町三丁目暫定広場
- 3 市ホームページ及び環境政策課ツイッターにて、「公園利用は少人数・短時間」を周知
- 4 ボランティア活動の自粛
 - (1) 花壇ボランティア(9団体)
 - (2) 剪定ボランティア(1団体)
 - (3) 清掃ボランティア(22団体)
 - (4) 梶野公園サポーター会議(1団体)
- 5 子ども会清掃活動の自粛(9団体)
- 6 公園定期利用団体の活動自粛(11団体)

事 務 連 絡
令和3年4月 日

(宛先) 管理職者

小金井市新型インフルエンザ等対策本部

本部長 西岡 真一郎
(公印省略)

新型コロナウイルスに関する対応について (通知) (案)

標記の件について、令和3年3月22日付の事務連絡で通知しているところですが、令和3年4月25日の緊急事態宣言及び東京都の緊急事態措置等の内容等(期間:令和3年4月25日から令和3年5月11日まで)を踏まえて、下記のとおり取り扱っていただきますようお願いいたします。

なお、今までの対応との変更点は下線部分となります。

記

1 職員の出勤抑制について

人との接触機会の低減を図るため、令和3年4月27日(火)から令和3年5月7日(金)までの期間については、「年次有給休暇の取得」、「週休日の振替」、「代休日の指定」を活用し、出勤者を3割～最大5割程度削減することを目途に
取り組むこと

なお、各課の職員体制や繁忙状況等に応じて、各所属長において、適切に判断し、対応すること

※ 会計年度任用職員(月給制)は、所属長から制度内容を説明し、職員からの申し出により対応する。

※ 会計年度任用職員(時給制)は、対象外とする。

■ ゴールデンウィーク期間中に振替等する場合の取扱い

○ 5月1日(土)、2日(日) → 「週休日の振替」となります。

○ 4月29日(木)、5月3日(月)～5日(水) → 「代休日の指定」となります。

※ 手続き等の詳細については、別紙1を参考とすること

2 留意点について

(1) 手洗い、うがいを徹底すること

(2) マスクを着用すること

なお、食事、歯みがき及び喫煙等、マスクをはずす時の感染防止対策を徹底すること

(3) 出勤前に検温するとともに、日々の体調管理に努めること

(4) 所属長は日常的に職員の健康状態を把握するとともに、職員間でも互いに注意すること

特に、発熱等の風邪症状が見られる場合、速やかに所属長に相談することとし、無理な出勤は避けること。また、所属長から職員課長（教育委員会においては庶務課長）へ速やかに連絡すること

(主な症状等)

ア 風邪の症状や発熱が見られる場合

イ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

ウ その他、体調に変化がある場合

(5) 会議及び打合せ、出張等については、必要性を精査するとともに、実施する場合は、ソーシャルディスタンス、3つの密（密閉、密集、密接）を避けること等、適切な感染予防策を講じること

(6) 職場で着用している作業着等は、こまめに洗濯すること

(7) 休憩中の食事等においては、多人数や対面を避けること

(8) 通勤手段について、可能な範囲で、徒歩や自転車での通勤への切り替えを検討すること（変更する場合は、事前に職員課へ相談すること）

(9) その他

ア 午後8時以降の不要不急の外出は控えること

イ 不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛すること

3 時差出勤制度の活用について

感染拡大防止を目的として、令和3年5月8日以降は、時差出勤制度を最大限活用すること

※ 制度の概要等については、別紙2を参考にすること

4 職務に専念する義務の免除の適用について

感染リスクの軽減を図るため、引き続き、適宜適用すること

(1) 対象

ア 職員又はその親族（同居）が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

イ 職員又はその親族（同居）が新型コロナウイルス感染症に罹患したおそれがあり、一定期間、医療機関等で入院等をしている場合

ウ 職員又はその親族（同居）に発熱等の風邪症状が見られることから、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

エ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

(2) 申請方法等について

ア 該当職員は、申請前に所属長に相談すること

イ 所属長は、相談を受けたら申請前に、職員課長又は庶務課長に報告すること

5 時間外勤務について

午後8時以降の不要不急の外出自粛が要請されていることも踏まえ、原則、時間外勤務を禁止する。業務の都合上、やむを得ない場合の時間外勤務は、午後8時までとし、午後8時以降の時間外勤務は禁止とする（実施が困難な場合は、事前に所属長から職員課長（教育委員会においては庶務課長）へ連絡すること）。

なお、施設開館時間が午後8時までの場合は、上記内容を踏まえ、各課において適切に対応すること。

また、管理職の勤務時間についても、午後8時以降の勤務を禁止する。

6 対象職員

正規職員、再任用職員、会計年度任用職員

※ 上記1は、会計年度任用職員（時給制）は除く

7 実施期間

令和3年4月26日（月）から令和3年5月11日（火）まで

（緊急事態宣言及び緊急事態行動が延長された場合は、その期間とする。）

8 問い合わせ先

市長部局及び行政委員会

総務部職員課人事研修係（内線2503）

総務部職員課労働安全衛生担当（内線2507）

教育委員会

学校教育部庶務課庶務係（内線3804）

週休日の振替、代休日の指定の手続き等について

- ◆ 5月1日(土)、2日(日) → 「週休日の振替」となります。

【手続】 「週休日の振替命令簿」(c-navi 情報ライブラリー職員課共通様式集 No.1194)により、所属長の許可を得る

【期間】 4週間前から8週間後の日まで(起算日は勤務を命じられた週休日)

【取得単位】 正規職員は、7時間45分又は4時間(再任用職員は、1日又は半日)

会計年度任用職員(月給制)は、あらかじめ割り振られていた勤務時間と同一の時間数

- ◆ 4月29日(木)、5月3日(月)～5日(水) → 「代休日の指定」となります。

【手続】 「代休日指定簿」(c-navi 情報ライブラリー職員課共通様式集 No.1077)により、所属長の許可を得る

【期間】 8週間後の日まで(起算日は勤務を命じられた休日)

【取得単位】 正規職員は、7時間45分又は4時間(再任用職員は、1日又は半日)

会計年度任用職員(月給制)は、あらかじめ割り振られていた勤務時間と同一の時間数

時差出勤制度について

1 対象者

全職員（会計年度任用職員（月給制、時給制）を含む。美術館、保育園、児童館及び学童保育所に勤務する職員、施設管理業務に従事する職員は除く）

2 実施期間

当分の間

3 時差出勤時間等

(1) 正規職員、再任用職員

小金井市職員の時差出勤に関する規則に規定される区分（下記別表参照）のとおりとする。

別表（第4条関係）

区分	正規の勤務時間の割り振り	休憩時間
A	午前9時30分から午後6時15分まで	午後1時から午後2時まで
B	午前10時から午後6時45分まで	
C	午前10時30分から午後7時15分まで	
D	午前11時から午後7時45分まで	
E	午前11時30分から午後8時15分まで	
F	正午から午後8時45分まで	午後5時から午後6時まで
G	AからFまでの区分で対応できない場合は、午前5時又は午前5時に30分単位で加算して得たそれぞれの時間を時差出勤の開始時間（AからFまでの区分の開始時間を除く。）とする午前5時から午後10時までに於ける連続する8時間45分（休憩時間を含む。）。ただし、時差出勤の開始直後又は終了直前に休憩時間を置くことはできない。	

備考 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に時差出勤を命ずる場合は、上記の区分によらず、当該職員の正規の勤務時間（勤務時間条例第3条第2項ただし書の規定により割り振られた勤務時間をいう。）の開始時間の前後1時間を上限として30分単位で加算又は除算して得たそれぞれの時間を時差出勤の開始時間とする。

(2) 会計年度任用職員（月給制、時給制）

ア 当該職員の正規の勤務時間の開始時間の前後1時間を上限として30分単位で加算又は除算して得たそれぞれの時間を時差出勤の開始時間とする。

イ 1日の勤務時間は従前と同様とする。

ウ 休憩時間は所属長が決定する。

4 留意事項

(1) 出勤ピーク時の出勤を回避することで、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するという目的を満たす出勤時間となるよう留意すること

(2) 時差出勤に伴い市政運営及び業務に支障が生じないように、午前10時から午後4時の間においては配置職員が概ね7割以上となるよう、利用人数や時間帯に留意の上、活用すること

(3) 会計年度任用職員（月給制、時給制）については、職員からの申し出により対応することとする。なお、所属長から制度内容を説明し、本人同意を得ること

5 申請方法等

(1) 正規職員、再任用職員

別添の「時差出勤伺及び命令簿」により、前日までに所属長へ申請すること

(2) 会計年度任用職員（月給制、時給制）

別添の「時差出勤伺及び命令簿（会計年度任用職員）」により、前日までに所属長へ申請すること

※ データは、c-navi 情報ライブラリー職員課共通様式集 No. 2218 に掲載

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令に伴う対応について

政府による4都府県緊急事態宣言（令和3年4月25日から同年5月11日までの予定）の発令の際は、以下の対応とする。

1 方針

今回の緊急事態宣言については、変異ウイルスによる感染拡大への対処という側面もあるため、重症化しやすい高齢者への対応は慎重に判断する必要があるが、措置の対象が、飲食店が中心であることを考慮して、基本的には、前回の緊急事態宣言と同様の対応とする。

2 想定する期間

令和3年4月25日から令和3年5月11日まで

3 市主催の主な事業 ※【内】に実施の有無記載

(1) 食の自立支援事業（茶話会）【実施（4月26日）】

概ね月1回程度実施。聖ヨハネホーム内の会議室等で実施。

(2) いこいの部屋【実施】

老人クラブ等への部屋の貸出し

※コミュニティ文化課の判断により、施設の閉鎖等の可能性はあり。

(3) いきいき活動【実施】

ア 「小倉先生の日日を豊かにする俳句」【実施（5月12日～6月9日）】

イ スイカ（酔歌）しましょう、飯村先生と世界の歌を【実施（5月11～25日）】

※ア、イとも前年度よりも募集人数を少なくした。感染防止も図り実施する意向を社協に確認済。

(4) 老人クラブ補助金 対面による監査【中止】

(5) さくら体操（直営会場）【実施】

職員、地域包括支援センター職員が同席し、消毒等感染対策の確認を継続。

その他、自主会場についても、可能な限り同様の対応を取っている。（約半数の自主グループが活動を休止中。）

4 その他事業（補助事業他）

(1) おとしより入浴事業【実施（5月5日）】

(2) シルバー人材センターで実施する事業

ア ※確認中です。

3. 4.23

公民館緑分館

コロナワクチン接種の問合せについて

4月22日

問合せ、約5件（来館2人、電話3人）

※来館者のうち、1人は近隣の自治会の会長で、石原課長ご対応の方。

20分程度、窓口で不満を口にされていました。

【内容】

ワクチン接種の関係で、住民から会長の元に問合せが頻発している。

手紙を出すだけではなくて市で丁寧な説明がないと、高齢者は理解が難しい。

4月23日

午前中だけで、20件程度の問合せが入る。（来館者と電話が半々くらい）

問合せ者が、公民館緑分館の窓口で3人くらい並ぶことも有り。

特に、来館者は口調がかなり強めです。

【事例】

①ワクチン接種予定者より（クレーム度かなり大）

昨日、不明点を問合せるために健康センターに行ったが、

「コールセンターか、かかりつけ医に電話しろ」の一点張りで、わざわざ行ったのに丁寧な説明がない。

今日電話したが、コールセンターもかかりつけ医も、一切繋がらない。

そこで案内の用紙に、健康センターと併記して書いてある公民館緑分館に、直接予約をするとともに、苦情を伝えに来た。

【公民館緑分館の対応】

お客様のお話を傾聴し、担当部署にお伝えすることをお約束しました。

【公民館緑分館からの要望】

- ・コールセンターのキャパ拡充を検討いただきたい。
- ・接種対象者への送付文で、今後発送するものには、公民館緑分館では受付ができない旨、明記していただきたい。

②ホームヘルパーより（通常の間合せ）

高齢者を接種のため、公民館緑分館に連れて行く予定。

車椅子でも接種が可能かどうかを、やっと繋がったコールセンターに問合せしたところ、

「コールセンターでは分からないので、公民館緑分館に問合せしてくれ」との回答だった。

【公民館緑分館の対応】

館内にエレベーターがあることをお伝え。

ただし、どういった動線で接種を行うのかは、担当部署でないとわからない旨、ご説明した。

【公民館緑分館からの要望】

・コールセンターにおいて、

①公民館緑分館には、エレベーターや誰でもトイレ等があること

②車での来館や路上駐車を禁じること

③その他、集団接種会場についての基本的な事項については、説明できるようにしていただきたい。

2021 年 4 月 23 日

小金井市長 西岡 真一郎 様
小金井市 教育長 大熊 雅士 様
関係所管部長各位

緊急事態宣言下における、公立小中学校での対応に関する緊急要望書

小金井・生活者ネットワーク 代表 田頭 祐子
小金井・生活者ネットワーク 市議会議員 安田桂子

4 月 25 日から 5 月 11 日まで、3 度目の緊急事態宣言が発令されようとしています。学校が子どもにとって安心して過ごせる居場所であるために、以下、緊急要望を行います。

(1) 昨年の一斉休校時の反省を踏まえ、市がどのように考えて決定をしたのかは当事者である子ども自身へ丁寧に説明を行い、子どもの思いや意見を聴く機会を持ってください。

感染が心配だから学校に行きたくない場合は欠席扱いにはしない事と、オンライン授業など学校以外の場での学びも選択できることや、その機会の提供に教育委員会は努力することを伝えてください。

(2) 4 月以降に再開された、放課後子ども教室の校庭遊びや、放課後や休日の校庭開放や団体利用を、必ず継続してください。

(3) 中学校での部活動を一律に中止しないでください。

(4) 化学物質に対して敏感な子どもにとっては、揮発した消毒液に含まれる有害化学物や、無線ランやタブレットから発生する電磁波によるストレスや健康への影響は更に強まっており、様々な身体症状が現れています。

小金井の小中学校では校内の消毒は石けんでの清掃活動で行っています。また電磁波の強弱を測りその影響から子どもを守るため、教室内などの電磁波測定も専門家の協力を得て、保護者と学校の連携が始まっています。

これらの優れた取り組みが、緊急事態宣言発令で後退することのないよう求めます。

以上、小金井・生活者ネットワークとして緊急に要望いたします。

小金井市長 西岡真一郎 様
小金井市教育長 大熊雅士 様

2021年4月22日(木)

緊急事態宣言下における学校校庭開放の継続に関する要望

会派：小金井をおもしろくする会
白井亨・水谷たかこ

新型コロナウイルス感染拡大、とりわけ変異種による感染が増えていることなども踏まえ、東京都における3度目の緊急事態宣言が政府にて明日23日にも決定され、来週から発令されることが報道されています。東京都の要請や国の判断は尊重するところですが、その緊急事態宣言下において以下の点を要望します。

<要望>

緊急事態宣言下において、学校校庭開放を継続すること。

<理由>

- ① 「3密」のいずれにも当てはまらない運動、活動が多いため（その内容にもよる）
- ② 学校が使えないことで、別の場所がより密になる状況を作り出してしまうため。
特に公園においては校庭開放中止の影響が顕著であり、苦情が増えたという事を背景に、利用にさらなる制限が加えられる等の影響が危惧されるため。
- ③ コロナ禍における社会的隔離や孤独感によって子どもの心理的影響が懸念されるため

前回の緊急事態宣言時には、教育委員会判断により校庭使用を可能としている都内自治体も複数あったことを確認しています（三鷹市、世田谷区等）。当然、子どもたちの安全・安心に直結することを最優先すべきであり、また社会全体の中でのバランスを保つことも重要であると考えております。しかしながら、ゼロリスクにはできません。もし校庭開放を中止するのであれば、明確な根拠をお示しいただきたいところです。

以上、よろしく願いいたします。